

甘楽町空家情報ネットワーク協力事業者登録の手引き

1 はじめに

空家の増加は、全国的にも大きな問題となっており、当町においても空家の増加を契機に、空家の利活用などにおける課題に直面しております。

現在、空家バンク制度により、空家の利活用を推進していますが、紹介できる物件等が限られていることなどから、今後は、情報の一元化を図り、「借りたい」、「買いたい」という方への相談に効率的に取り組むことが必要となっております。

このことから、町内の空家物件の情報を有する不動産業者等と連携・協力体制を構築し、情報の共有と一元化を図るため、「甘楽町空家情報ネットワーク窓口」を開設することとしました。

2 「甘楽町空家情報ネットワーク窓口」とは？

町内に所在する空家の所有者の方などから空家を「売りたい」又は「貸したい」という希望があった場合、あるいは、町民の方などから空家を「買いたい」又は「借りたい」という希望があった場合に、町が窓口となって、登録事業者に情報を提供し、あるいは空家に関する情報を提供いただき、空家の利活用を促進する仕組みです。

3 協力事業者の登録について

甘楽町空家情報ネットワークに協力をいただける事業者は、登録申請書に必要書類を添付して、「甘楽町空家情報ネットワーク窓口」に持参又は郵送してください。

なお、協力事業者の登録は、宅地建物取引業の免許を受けている者を単位とします。

○ 協力事業者登録までの流れ

① 町に登録申請書の提出



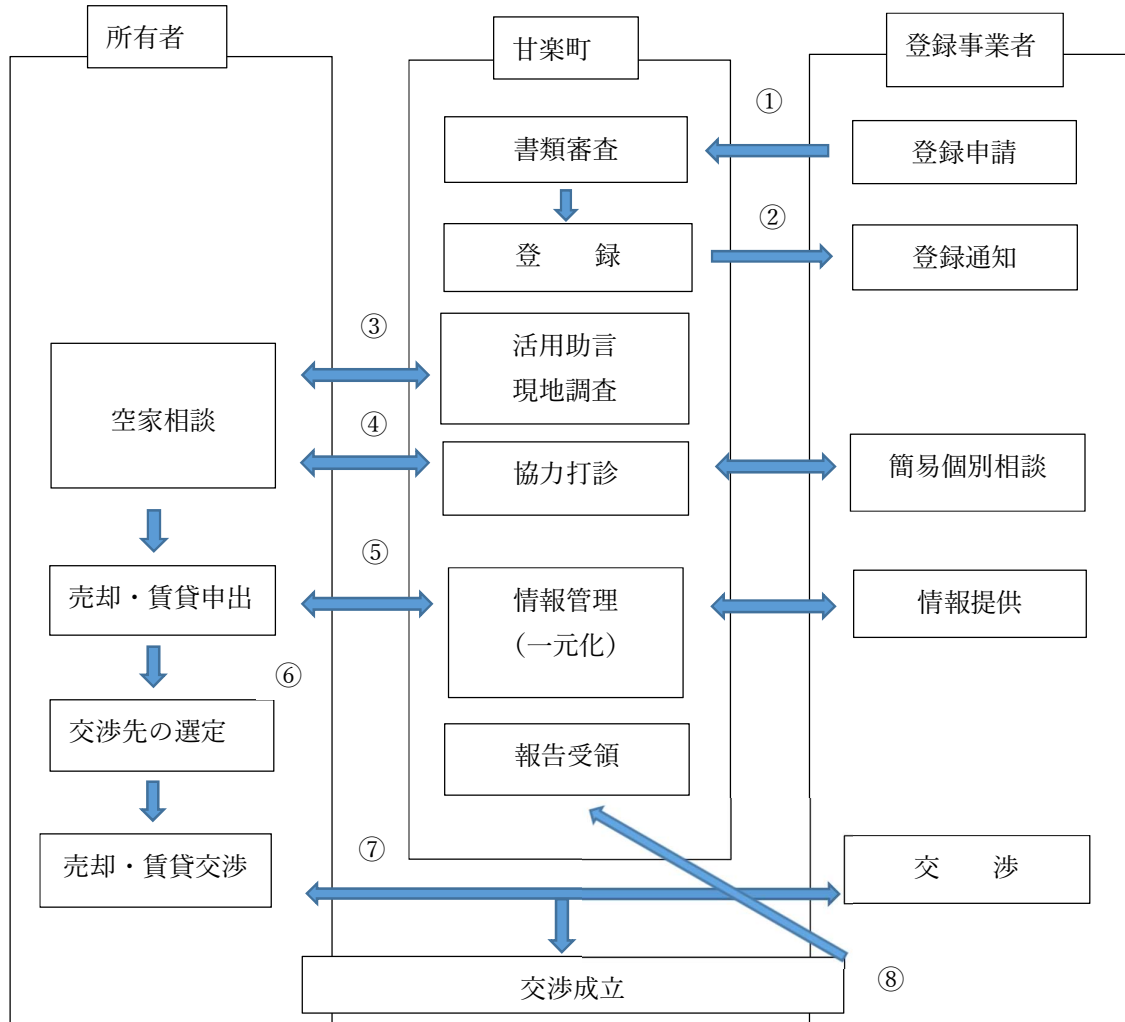
② 町において登録審査



③ 町から登録通知書の送付

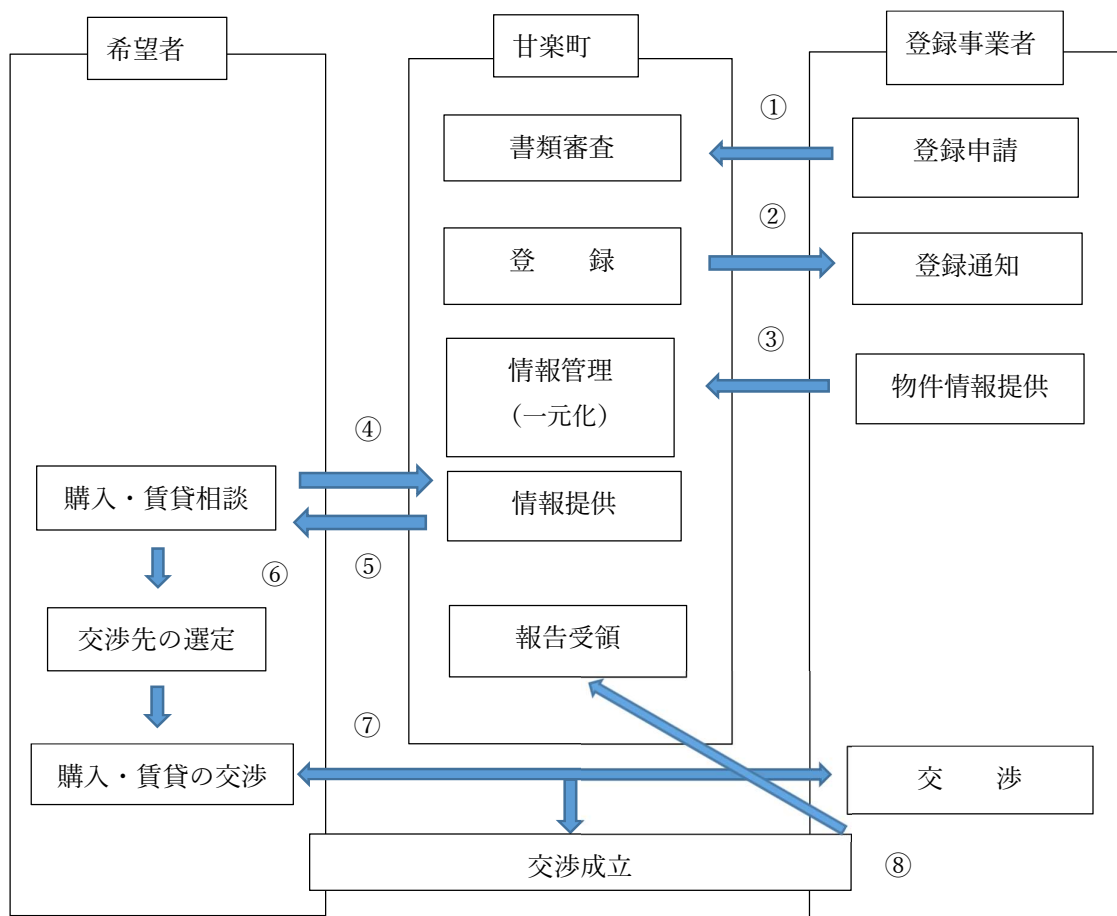
4 業務フローイメージ

① 空家の所有者が売却・賃貸する場合



- ① あらかじめ町に協力事業者の登録申請を行う
- ② 町で審査を行い、登録した事業者には、登録通知書を送付
- ③ 空家の所有者は、空家情報ネットワーク窓口にご相談いただいた場合は、町は、活用に関する助言や現地調査などを行い、空家バンクに登録
- ④ 空家の所有者の要望により、登録事業者に簡易的な個別相談を打診
- ⑤ 空家の所有者からの売却・賃貸の申出があった場合、登録事業者を紹介
- ⑥ 登録事業者のうちから、所有者が任意で交渉先を選択
- ⑦ 所有者が登録事業者と直接交渉
- ⑧ 交渉成立の有無を空家情報ネットワーク窓口へ報告する

② 希望者が空家を購入・賃貸する場合



- ① あらかじめ町に協力事業者の登録申請を行う
- ② 町で審査を行い、登録した事業者には、登録通知書を送付
- ③ 登録事業者は、斡旋可能な物件情報を町に提供
- ④ 購入・賃貸希望者は、空家情報ネットワーク窓口で相談
- ⑤ 町は希望者の条件に応じて、あらかじめ登録事業者から提供された物件情報を提供
- ⑥ 希望者は、当該物件情報を参考にして、任意で交渉先を選定
- ⑦ 希望者が登録事業者と直接交渉
- ⑧ 交渉成立の有無を空家情報ネットワーク窓口へ報告する

4 「相談員」について

登録事業者は、必ず1人の方を「相談員」として登録していただきます。

「相談員」に登録できる者は、宅地建物取引士（旧宅地建物取引主任）の資格を有する方で、不動産の開発、取引、賃貸、管理等の業務経験のある者とします。

「相談員」は、甘楽町空家情報ネットワーク窓口からの情報提供の際の「窓口」として対応していただくほか、「甘楽町空家情報ネットワーク窓口」に空家の売却、賃貸などの相談があった際に、相談者からの希望により、可能な範囲で個別相談に対応していただきます。

5 留意事項について

- ・ 売買、賃貸借の交渉の相手方となる登録事業者の選択は、所有者の任意で行います。
- ・ 売買、賃貸借の交渉に関しては、町は原則、直接関与しません。
- ・ 登録事業者において、条件が合わない等の理由により、交渉を断っても、何ら不利益を被ることはありません。
- ・ 売買、賃貸借にあたり、空家所有者や希望者と登録事業者との間にトラブル等が発生した場合においても、町はその責任を負いません。
- ・ 登録事業者が提供した空家情報について、他者との契約の成立などの理由により、紹介が不可能となった場合は、直ちに空家情報ネットワーク窓口へ報告してください。
- ・ 登録事業者は、名称、代表者氏名、所在地等に変更があったときはその旨を届け出てください。

5 料金等について

- ・ 協力事業者の登録料は無料とします。
- ・ 保有する空家情報の提供及び簡易個別相談は無料をお願いします。
- ・ 所有者又は希望者が、交渉先となる事業者を選択した以降、事務費等が発生する場合は、あらかじめ所有者又は希望者に十分説明をした上で、請求してください。
- ・ 契約が成立した場合は、所定の仲介費や事務費等を受領することは差し支えありませんが、あらかじめ所有者又は希望者に十分説明をした上で、請求してください。

6 登録期間・登録の解除について

- ・協力事業者の登録期間は、原則として登録した年度の末日までとします。
（令和2年5月1日に登録した場合、令和3年3月31日まで）
ただし、登録事業者から解除の申し出がない場合は、引き続き次年度も継続するものとします。
- ・年度途中において登録事業者を解除したい場合は、空家情報ネットワーク窓口へ届け出てください。
- ・一度登録を解除した事業者が再び登録を希望する場合は、新たに登録手続を行ってください。

7 登録の取り消しについて

- ・登録事業者が不正若しくは不誠実な行為を行ったと認めるとき、群馬県宅地建物取引業協会若しくは全日本不動産協会群馬県本部等を退会したとき又は相談員を置かなくなったときは、登録を取り消す場合があります。

8 関する問い合わせ先

〒370-2292

甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

甘楽町空家情報ネットワーク窓口

（甘楽町企画課内）

電話 0274-74-3131（内線240、241）

FAX 0274-74-5813

メール kikaku@town.kanra.lg.jp